通所介護事業所
桜丘デイサービスセンター
TEL　０１６５－２２－３５３５

『通所介護・介護予防日常生活支援総合事業』重要事項説明書

当センターは、介護保険の指定を受けています。
（北海道　第０１７３２００９２４　号）
（士別市　第０１７３２００９２４　号）

当センターは利用者に対して通所介護及び介護予防日常生活支援総合事業サービスを提供します。
センターの概要及び提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◇◇　目　次　◇◇

1　通所介護・介護予防日常生活支援総合事業の内容　……２ページ
2　センターの概要　……２ページ
3　当センターが提供するサービスと料金　……２～４ページ
4　居宅介護支援事業者等との連携　……５ページ
5　苦情の受付について　……５ページ
6　衛生管理等　……５ページ
7　緊急時の対応方法について　……６ページ
8　事故発生時の対応方法について　……６ページ
9　非常災害対策　……６ページ
10　サービスの第三者評価の実施状況について　……６ページ
11　秘密の保持と個人情報の保護について　……６～７ページ
12　サービス提供の記録　……７ページ
13　虐待の防止について　……７ページ
14　身体拘束について　……７ページ
15　地域との連携について　……７ページ
16　身元引受人　……７ページ
17　連帯保証人　……７～８ページ

１．通所介護・総合事業の内容

営業日	月曜日～金曜日まで （土日祝日・１２月２９日～１月３日までを除く。）
受付期間	月曜日～金曜日　午前　８時４５分～午後５時３０分
サービス提供時間	通所介護：月曜日～金曜日　午前１０時～午後３時１５分
	総合事業：月曜日～金曜日　午前１０時～午後３時１５分

２．桜丘デイサービスセンターの概要

運営主体	社会福祉法人　三愛会
名称	桜丘デイサービスセンター
所在地	士別市東１１条４丁目３０２９番地１９号
通所介護	通所介護
通所介護保険指定番号	北海道指定　第０１７３２００９２４　号　通常規模型
介護予防日常生活支援総合事業	士別市指定　第１号通所事業
通所定員	２０名（介護予防日常生活自立支援事業を含む。）
サービスをする対象地域	士別市内（地域外でもご希望の方は、ご相談ください。）

（１）同センターの職員及び勤務体制

職　種	職　員	勤　務　体　制
１　総合施設長(管理者兼務)	１名（兼務）	午前８時４５分～午後５時３０分
２　生活相談員	１名（兼務）	
３　介護職員	１名（兼務） ３名 １名	午前８時４５分～午後５時３０分 午前８時４５分～午後４時４５分 午前９時３０分～午後１５時１５分
４　看護職兼機能訓練指導員	１名（兼務）	午前８時４５分～午後５時３０分
５　栄養士	１名（兼務）	午前８時４５分～午後５時３０分

（２）同センターの設備の内容

設　備　の　種　類	室　数	備　　考
食堂	１室	介護者教室・相談室
休憩室	１室	機能訓練室・日常動作訓練室
浴室	２室	一般浴室・特殊浴室

３．当センターが提供するサービスと料金

当センターでは、利用者に対し以下のサービスを提供します。

当センターが提供するサービスは、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額を利用者に負担いただく場合の２通りがあります。

（１）介護保険等の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（９割）が介護保険から給付されます。

ア　サービスの概要

(ア)送　迎　　自宅前まで送迎いたします。

(イ)入　浴　　寝たきりでも機械浴を使用し、入浴することができます。

(ウ)排　泄　　利用者の排泄の介助をいたします。

(エ)食　事　　当センターでの昼食は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供させていただいております。また、利用者の自立支援のため離床し、食事を取っていただくことを原則としています。

イ　サービス利用料金

以下の料金表によって、利用者の介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

(ア)指定通所介護サービス（通常規模型：送迎含む）　　（１日当たり１割負担の例）

利　用　料　金　及　び　食　費	時間	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
a　利用者の介護度別サービス利用料金　　１０割	5-6h	5,700 円	6,730 円	7,770 円	8,800 円	9,840 円
b　うち、介護保険から給付される金額　　9割	5-6h	5,130 円	6,057 円	6,993 円	7,920 円	8,856 円
c　自己負担金　　（ａ－ｂ）　　１割	5-6h	570 円	673 円	777 円	880 円	984 円
d　食費、日常生活品費、教養娯楽費　１日分		550 円+40 円+40 円＝630 円				
e　利用者の自己負担額　合計（ｃ＋ｄ）	5-6h	1,200 円	1,303 円	1,407 円	1,510 円	1,614 円

(イ)介護予防日常生活支援総合事業・第１号通所事業（送迎、入浴含む。）　　（１か月当たり）

利　用　料　金　及　び　食　費	事業対象者・要支援１	要支援２・※事業対象者
a　利用者の介護度別サービス利用料金　１０割	１７，９８０円	３６，２１０円
b　うち、介護保険から給付される金額　　9割	１６，１８２円	３２，５８９円
c　自己負担金　　（ａ－ｂ）　　１割	１，７９８円	３，６２１円
d　食費、日常生活品費、教養娯楽費　１日分	５５０円＋４０円+４０円＝６３０円	
e　利用者の自己負担額　合計　（ｃ＋ｄ）	２，４２８円から	４，２５１円から

※要支援2相当に該当する事業対象者とは、一時的に集中したサービス利用が必要と認められる場合においては、担当介護支援専門員等の届出により要支援2相当への引き上げとなった方

※サービス料金は、利用者の介護度、実施内容等に応じて異なります。

※各種加算につきましては、介護保険法により各種加算の負担割合分をいただきます（以下は１割負担例）

・サービス提供体制強化加算Ⅰ　　通所介護　　（要介護１～５）　→　　２２円／回

総合事業Ⅰ又はⅡ（事業対象者・要支援１）→８８円／月

（要支援２・事業対象者）　　→１７６円／月

・入浴介助加算　　通所介護のみ　　→４０円／回

・介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅳのいずれかを算定します。）

介護職員の給与処遇改善のために国が定めた追加費用で一月の加算額は、下記の計算式により算出されます。（国が定める算定要件を満たしたものを算定します。）

（Ⅰ）イ　介護報酬所定総単位数×１１１／１０００（小数点以下四捨五入）（円／月）

（Ⅰ）ロ　〃　×１２０／１０００　〃

（Ⅱ）イ　〃　×１０９／１０００　〃

（Ⅱ）ロ　〃　×１１８／１０００　〃

（Ⅲ）　介護報酬所定総単位数×９９／１０００　（小数点以下四捨五入）（円／月）

（Ⅳ）　〃　×８３／１０００　〃

※介護保険の給付額変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。
※利用者が要支援・要介護の認定を受けていない時は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
　また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付いたします。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

ア　サービスの概要と利用料金

(ア)　食事（昼食）の提供（食材料費＋調理光熱費）　　料金：１日（１食）５５０円

(イ)　日常生活品費（日常生活に必要な品の実費相当額）　　１日４０円

日常生活の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかわる費用を負担いただきます。

◎　おむつ代：紙オムツは利用者が必要に応じて利用日に持参ください。お忘れになった場合は、当センターの物を使用していただき、後日現物にてお返し下さい。

(ウ)　教養娯楽費（行事・レクリェーションの費用）　　１日４０円

その他レクリェーション等

利用料金：ハイキング等、当センター以外で行事をする場合は、食事代・施設利用料等の実費を負担していただく場合があります。

(エ)　通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で当センターを利用される場合は、お住まいと当センターとの間の送迎費用として別途料金をいただきます。

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う１か月前までにご説明します。
※利用料金の発生基準：遅参・早退については、利用時間が２時間を超え、なおかつ昼食を提供し、送迎のどちらかを利用した場合には、サービス提供時間数分の利用料金を頂きます。

（３）利用料金のお支払方法

前号（１）及び（２）の料金・費用は１か月ごとに計算し請求いたしますので、これを請求があった月の２８日位までにお支払い下さい。

なお、お支払いにつきましては、ご利用の際当センターにてお支払いか社会福祉法人三愛会が指定する金融機関で手数料とともに口座振り込みのいずれかによりお願いいたします。

（４）利用の中止、変更、追加

ア　利用予定日前に利用者の都合により通所サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービス実施日の前日までに当センターへ申し出てください。

イ　サービス利用の変更・追加の申し出に対して、当センターの稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示し、協議します。

ウ　利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合は、既に実施されたサービスについては、利用料はお支払いただきます。

４．居宅介護支援事業者等との連携

ア　指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

イ　サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で、居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

ウ　サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

５．苦情の受付について

（１）当センターにおける苦情の受付

当センターにおける苦情及びご相談は以下の窓口で受付けます。

ア　苦情受付窓口　（担当者）管理者　岡　大輔　　電話　０１６５－２２－３５３５

イ　受付期間　　月～金曜日（土日祝日・１２月２９日～１月３日までを除きます。）

午前８時４５分～午後５時３０分

（２）行政機関その他苦情受付機関

士別市役所　高齢者福祉課	所 在 地	士別市東６条４丁目
	電　　話	０１６５－２３－３１２１
	受付時間	午前８時３０分～午後５時１５分
北海道福祉サービス運営適正化委員会	電話	０１１―２０４―６３１０
北海道国民健康保険団体連合会	電　　話	０１１－２３１－５１７５

（３）苦情処理の手順

ア　ご利用者様又はご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

イ　苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりとお話しを聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。

ウ　苦情相談担当者（応対者）は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様又はご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。

エ　検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様又はご家族様へ報告します。

オ　苦情又は相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みを従業者全員で検討します。

６．衛生管理等

(1)　衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

(2)　感染症対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。また、従業者への衛生管理に関する研修を年２回行っています。

(3)　他関係機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、

常に密接な連携に努めます。

７．緊急時の対応方法について

通所介護若しくは日常生活支援総合事業の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

８．事故発生時の対応方法について

利用者に対する通所介護若しくは日常生活支援総合事業等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する通所介護若しくは日常生活支援総合事業等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

９．非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（　岡　　大輔　）

(2) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

10. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

(1) 実施の有無　　なし。

(2) 実施した直近の年月日

(3) 第三者評価機関名

(4) 評価結果の開示状況

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

ア　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

イ　事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

ウ　この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

エ　事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

ア　事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

イ　事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者が注意を払って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止す

るものとします。

ウ　事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

12. サービス提供の記録

(1)　指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを終了した日から２年間保存します。

(2)利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

13. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)　虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者　(管理者・岡　大輔)

(2)　成年後見制度の利用を支援します。

(3)　苦情解決体制を整備しています。

(4)　従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。

(5)　個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(6)　従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

14. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し、同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、５年間保存します。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性･･････直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性････身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性･･････利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15. 地域との連携について

運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。

16. 身元引受人

ご利用者は、契約時にご利用者の残置物や利用料金等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。当施設は、「身元引受人」に連絡の上、残置物等を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担頂きます。

17. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる利用者の債務について、極度額５万円の範囲内で連帯し

てご負担いただきます。その額は、利用者又は連帯保証人が亡くなったときに確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、事業者及び事業所は、連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

令和　　年　　月　　日

通所介護・介護予防日常生活支援総合事業のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

桜丘デイサービスセンター　　生活相談員　　國井　智美　　㊞

私は、本書面に基づいて、事業者からの説明を受け、通所サービスの提供開始に同意いたしました。

利用者

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

代理人

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

続　柄 ＿＿＿＿＿　電　話 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿